

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和8年9月18日

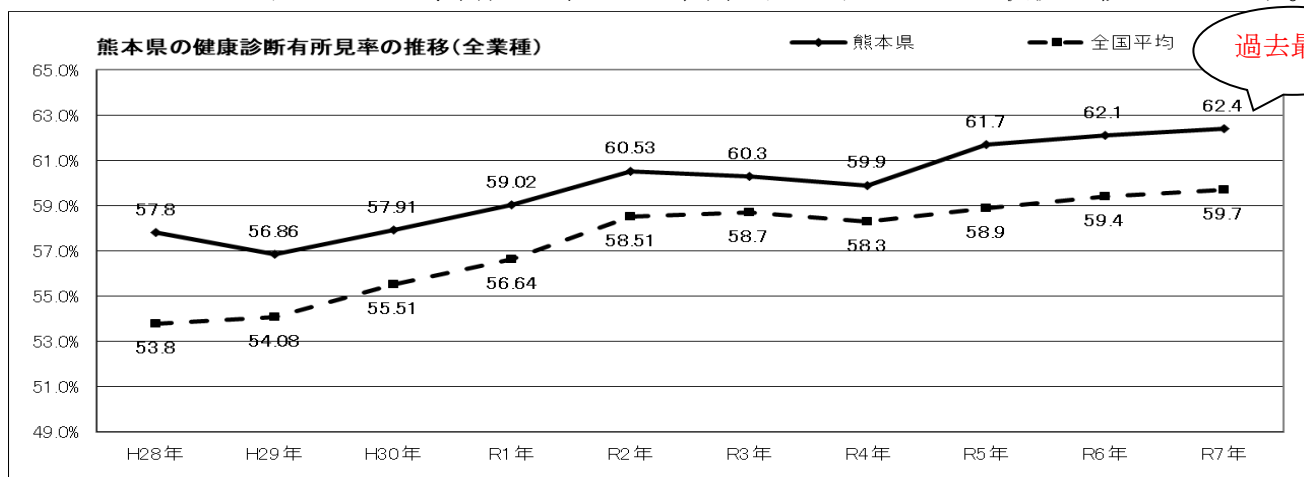
【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 中島 伸治
課長補佐 橋爪 眞二
(電話) 096-355-3186

報道関係者各位

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について ～ 毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆さまにあらためて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています（別添1参照）。

令和7年の熊本県内における職場の定期健康診断実施結果では、健診項目で何らかの異常の所見のある労働者の割合は62.4%認められました。この有所見率は、全国平均の59.7%を2.7ポイント上回っており、平成11年から全国平均を上回っている状況が続いています。



＜熊本労働局及び各労働基準監督署での取り組み＞

本月間では、事業者の皆さまに、自身の事業場における健康診断にかかる取組状況等の確認及び適切な実施を行っていただけるよう、熊本労働局においては、熊本県下25団体等に協力依頼（別添2参照）を行いました。

また、県内の各労働基準監督署においては、「全国労働衛生週間」の準備期間（9月1日から30日）中に開催予定の「衛生管理講習会」（主催：一般社団法人熊本県労働基準協会、後援：各労働基準監督署）において、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底等を促すため、本月間等の説明を行っています。

事業者の皆さまには、自身の事業場の組織を活性化させ、生産性を向上させる健康経営につなげられるよう、労働者に対する健康診断の実施状況等をあらためてご確認いただき、以下の取組み等をお願いします。

1 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2 医療保険者との連携

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金（別添 3 参照）で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

3 女性の健康課題に関する理解の促進

- 一般健康診断における問診票に、女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。
- 「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

健康診断結果の通知 健康診断結果の記録

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

健康診断結果についての 医師からの意見聴取

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断実施後の措置

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。



健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針はこちら

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

■ 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。 ※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら⇒



女性の健康課題に関する理解の促進

■ 女性の健康課題に関する労働者の理解の促進や具体的な相談対応に努めましょう。

○一般健康診断における問診票に女性特有の健康課題に関する質問が追加されました。 ※³※⁴

○「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」を活用して、女性特有の健康課題に関して困っている労働者に対する相談等対応、女性の健康課題に関する理解促進のための研修、職場環境改善の取組を進めてください。

※³：【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診の目的は、事業者には義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。 また、女性の健康問診の回答は健診機関から事業者には直接提供されることはありません。

※⁴：令和8年4月28日付け基発0428第14号・保発0428第8号「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」

女性特有の健康課題に関する問診を
活用した女性の健康管理支援
実施マニュアルはこちら⇒



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（項目のみ抜粋）

令和8年8月21日付け基安発0821第2号

【重点事項】

（1）一般健康診断

- ア 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
- イ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 小規模事業場における留意事項
- オ 地域保健との連携（コラボヘルス）
- カ 外国人労働者に関する留意事項
- キ 派遣労働者の健康診断
- ク 個人事業者等に関する留意事項

（2）ストレスチェック制度の適切な実施等

（3）健康保持増進措置等の適切な実施

- ア 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
- イ 職場におけるがん検診の推進
- ウ 女性の健康課題に関する理解の促進
- エ 口腔の健康の保持増進
- オ 眼科検診等の実施の推進

（4）職場環境に起因する疾病の防止の推進

- ア 騒音障害防止のための取組の推進
- イ 職場における感染症に関する理解と取組の促進

（5）治療と仕事の両立支援の周知

※本月間に係る通知本文をご参照するにはこちらをご覧ください。⇒



熊労発基 0827 第 2 号
令和 8 年 8 月 27 日

【別記】関係団体等の長 あて

熊 本 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

あわせて、政府においては、いわゆる「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととしています。このため、職域においても疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図っていく必要があります。

本年度の強化月間については、下記を重点事項として強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添 1 のリーフレットを活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 一般健康診断

- (1) 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底すること。
また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施すること。

併せて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労

働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 204 号）に基づき令和 9 年 4 月より施行される一般健康診断項目への血清クレアチニン検査の追加等についても周知を行うこと（別添 2 及び別添 3）。

（2）一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底

一般健康診断結果の記録について、個人情報管理に配慮した上で、5 年間保存すること。

安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添 4 のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨すること。

なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添 4 で示されている手続きについては、令和 7 年 1 月より電子申請が義務化されているため、リーフレットの活用等により改めて周知を行うこと。

（3）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 8 年健康診断結果措置指針公示第 1 号、平成 29 年 4 月 14 日最終改正）を十分に考慮して行うこと。

（4）小規模事業場における留意事項

1（1）、（2）及び（3）については、労働者数 50 人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組む必要があるため、留意すること。

また、一般的に小規模事業場における定期健康診断、事後措置等及び保健指導の実施率が低いことを考慮し、これらの取組が確実に実施されるよう周知を行うこと。その際、平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 3 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」に示している通り、地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、必要に応じてその利用を勧奨すること。

（5）地域保健との連携（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導と連携すること。加えて、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業と連携すること。

事業者が、高確法第 27 条第 3 項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 1 号保発 0731

第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

さらに、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、改めて周知を行うこと。

(6) 外国人労働者に関する留意事項

外国人労働者を雇用する事業者等に対して、外国語に基づく問診を行うなど労働者に配慮し、健診機関と必要な調整を図るよう周知を行うこと。

(7) 派遣労働者の健康診断

派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意すること。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うこと。

(8) 個人事業者等に関する留意事項

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知を行うこと。

2 ストレスチェック制度の適切な実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても周知を行うこと。

(1) ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進（別添5）

(2) 令和7年の労働安全衛生法の改正による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化（施行日は令和10年4月1日）の周知（別添6及び別添7）

3 健康保持増進措置等の適切な実施

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保

持増進のための指針公示第1号、令和8年2月10日最終改正。以下「THP 指針」という。)等を踏まえ、以下を含めた取組の推進を行うこと。

(1) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置

ア THP 指針の事業場外資源としての地域資源の活用について、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組の周知

イ THP 指針の運動の習慣化等による健康保持増進について、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(※1)(毎年10月1日～31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Life 推進プロジェクト」(※2)の周知

ウ THP 指針の労働者の高齢化を踏まえた取組について、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(令和8年高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号)に基づく取組の周知

エ 労働者に対する後述のがん、女性の健康課題、歯科疾患、骨粗鬆症及び眼科疾患等の疾病予防や疾病の早期発見等に係る健康教育の実施

(2) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診を勧奨(※3)

イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添8、別添9及び別添10のリーフレットを活用した周知

ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施

エ がん検診の機会の提供や事業場の実態に合わせた受診に向けた配慮の実施

- ・事業者自ら又は医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用したがん検診の受診機会の提供

- ・労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等

オ 別添11のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

(3) 女性の健康課題に関する理解の促進

ア 令和8年4月28日付け基発0418第14号・保発0428第8号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づき、一般健康診断問診票(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号別紙の別添1)の項目に女性特有の健康課題に係る質問が追加されていることを踏まえ、3(3)オに示すマニュアル等を活用して、女性の健康課題に係る対応等の周知

イ 別添12のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知

ウ 令和8年4月1日より「事業主行動計画策定指針」（平成27年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第1号）において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に当たっては、職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい旨が示されたことに伴う取組促進に向けた周知（※4）

エ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用

オ 「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル～健診機関向け～」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の周知（※7）

カ 「転倒災害防止対策の推進について」（令和5年5月19日付け基安発0519第4号）及び別添13の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨

（4）口腔の健康の保持増進

ア 「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」（令和7年7月1日付け基安労発0701第1号）別紙2の歯科早期受診勧奨リーフレット（※8）を活用した歯科受診勧奨

イ 労働安全衛生法に基づく一般健康診断等に併せた、簡易検査ツールを活用した簡易な口腔スクリーニングを行う簡易歯科検診（※9）等の取組の推進

（5）眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト（※10）や6つのチェックツール（※11）を活用した眼のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添14のリーフレットを活用した眼科検診（※12～14）の周知

ウ 「労働者に対する眼科受診勧奨について（協力依頼）」（令和8年7月13日付け基安労発0713第3号）別添の眼科検査の実施や眼科早期受診勧奨リーフレット（別添15及び別添16）を活用した眼科検査の実施や眼科受診勧奨

4 職場環境に起因する疾病の防止の推進

（1）騒音障害防止のための取組の推進

ア 騒音作業のある事業場に対しては、「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）に基づき、健康診断結果に基づく労働者の聴力レベルに応じた聴覚保護具の使用等の就業上の措置がなされるよう当該ガイドラインの周知を行うこと。

イ 聴覚保護具については、当該ガイドラインに準拠することはもとより、個別の作業実態に応じて聴覚保護具を使用することによる遮音により、他の労働災害の発生の恐れが生じないように、聴覚の保護と業務の遂行を両立できるような聴覚保護具についても、必要に応じ周知を行うこと。

(2) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

感染症に関する理解と取組の促進に向けて、以下について周知を行うこと。

ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年 5 月 16 日策定、令和 4 年 3 月 7 日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成 7 年 2 月 20 日策定、平成 22 年 4 月 30 日改訂）に基づく取組

ウ 「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和 4 年 4 月 20 日付け基安労発 0420 第 1 号）等に基づく抗体検査の機会の提供等

5 治療と仕事の両立支援の周知

令和 7 年の労働施策総合推進法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から、事業主に対し、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務が課されたこと等を踏まえ、リーフレットの配布等により、以下について周知を行うこと。

ア 改正法及び「治療と就業の両立支援指針」（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）の周知（別添 17）

イ 産業保健総合支援センターによる制度導入支援等の利用勧奨（別添 18）

ウ 「両立支援コーディネーター基礎研修」の受講勧奨（別添 19）

エ 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定（令和 8 年度改定）（別添 20）

(※1) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm

(※2) Sport in Life 推進プロジェクト

<https://sportinlife.go.jp/>

(※3) がん検診普及啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>

(※4) 改正女性活躍推進法等のポイント（最終ページ参照）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001663919.pdf>

(※5) 働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ

<https://w-health.jp/>

(※7) 女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル～健診機関向け～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634192.pdf>

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf>

(※8) 歯科早期受診勧奨リーフレット

https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf

(※9) 令和8年度 職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業

<https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/event/shika-support202607/>

歯科健診等のあり方等に関する検討会 中間とりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10804000/001731816.pdf>

(※10) アイフレイルチェックリスト

<https://www.eye-frail.jp/checklist/>

(※11) 6つのチェックツール：

<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>

(※12) 眼科検診に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

(※13) 眼底検査に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

(※14) 緑内障に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>

【別記】

(一社)熊本県労働基準協会
建設業労働災害防止協会熊本県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部
(一社)日本ボイラ協会熊本支部
(一社)日本ボイラ協会熊本検査事務所
(一社)日本クレーン協会熊本検査事務所
(独)労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター”
(公社)日本作業環境測定協会九州支部熊本分会
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部
熊本県社会保険労務士会
熊本県経営者協会
熊本県中小企業団体中央会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
(公社)熊本県医師会
(公社)熊本県眼科医会
(公社)熊本県精神科協会
(公社)熊本県看護協会
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部熊本支部
日本労働組合総連合会熊本県連合会

熊本県健康福祉部
全国健康保険協会熊本支部
熊本県国民健康保険団体連合会

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家による
リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す(その場合は第1段階の申請は不要
です)。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ
の他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働
者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る
業務に就いていること。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)

(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の
ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）

コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

第1段階

第2段階

精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、⑦の交付申請書提出へ

約2カ月

必ず⑨の後に開始

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約1カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者が発行

⑦ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

⑧ 審査

⑨ 交付決定

⑩ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⑪ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⑫ 事業者が支払請求書類を提出

⑬ 補助金確定

⑭ 補助金支払

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

約2カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

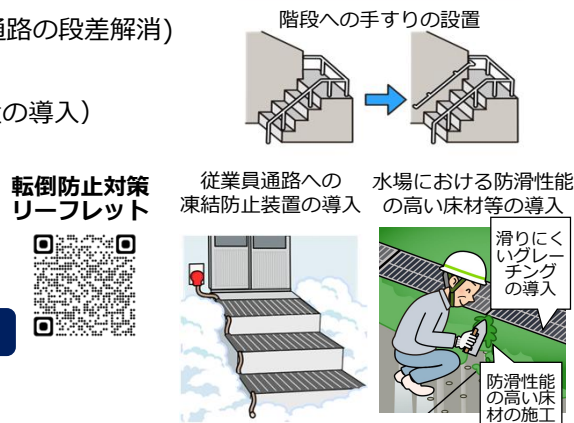
（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



（ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

- 
- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- 
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- 
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限り（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）

C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

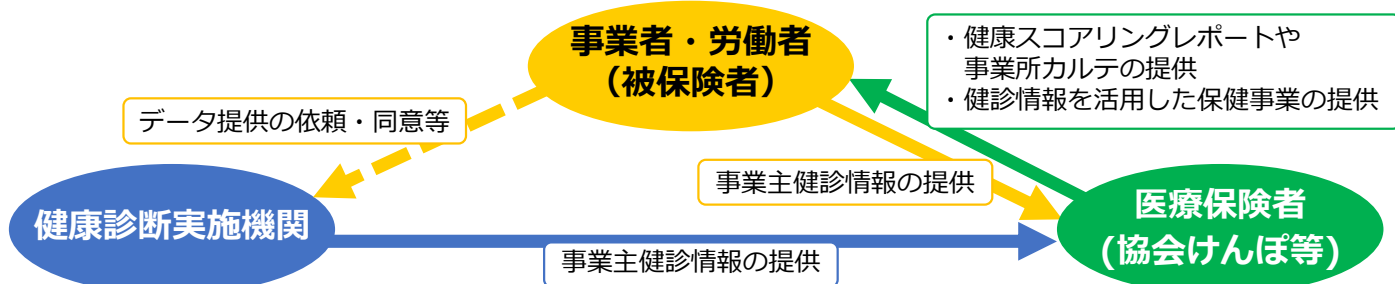
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期経費のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種	業 種	常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
(Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高齢者の労働災害防止のための指針 ポイント
(令和8年4月1日から適用)



1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト

